## 子どもと若者総合支援勉強会(第1回)議事要旨

日 時:平成20年6月6日(金) 13:00~14:30

場 所:内閣府5階特別会議室

出席者:田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子

委員

坂内閣官房副長官補、山中教育再生懇談会担当室長、岡本再チャレンジ担当 室長、大塚内閣府参事官(青少年育成第1担当)、生田厚生労働省政策統括 官付労働政策参事官、川上文部科学省生涯学習政策局政策課長、浅田内閣参

事官、その他関係官

- ○開会、田村座長より挨拶があった。
- 〇議事(1)会の運営について諮られ、「子どもと若者総合支援勉強会の運営について(案)」が了承された。
- 〇坂内閣官房副長官補より挨拶があった。
- 〇議事(2)「関係省庁の施策の検討・実施状況」について、山中教育再生懇談会担当室長、岡本再チャレンジ担当室長、大塚内閣府参事官、生田厚生労働省労働政策参事官、川上文部科学省生涯学習政策局政策課長より説明があった。
- 〇以下の通り意見交換が行われた。
- ・民間でも現場主義というのは当たり前。現場をベースとして政策を組み立てないと、 日本の行政はうまくいかないのではないか。
- ・秋までに実行を前提としたアクションを起こしたい。
- ・若者の就労支援だけではなく、もっと根源的な対策を、もっと若い年齢の段階から 取り組む必要がある。
- ・連絡協議会のようなものも、現場レベルでは必ずしもうまくいっていないケースも 少なくない。どこに限界があるのか、現場の話を聞いていきたい。
- 特に現場の責任の所在を明確化していくことが重要だと思っている。
- ・世の中の関心も高いテーマなので、早く旗頭を揚げて、実効化していくことが大切。
- ・サポートステーションはまだ端緒についたばかりであるが、この間の取組を通して 包括的で継続的な支援が具体化される必要があることが明確になってきた。
- ・日本の若者対策は、15~35歳までを対象としており、対象が幅広過ぎる。それ ぞれに求められるものも違い、現場でも対応しきれていない。ヨーロッパではティー

ンエイジャー年代(13歳から19歳まで)に絞っている。

- ・我が国ではティーンエイジャーの支援・教育は学校に一元化されてきたので、学校の外に支援するワーカーが育っておらず、学校を離れた若者に対してはNPO等のボランティアが何とか対応している状態。専門的な人材が不足している。人材の養成、専門性の担保、身分保障をどうするかをセットで考える必要がある。
- ・若者支援について、大半の地方自治体においては十分な体制が整備されていない。 若者担当窓口を開くことが喫緊の課題。また、どの程度のレベルの行政区分での支援施策が有効かという問題もある。広すぎても狭すぎてもいけない。
- ・学校と学校外の地域における発達支援活動をどう連携させていくか、また学校とポスト学校をつなげる継続的支援の仕組みを考える必要がある。それによって、今の ニート問題はかなり解決できるのではないか。将来的には10代のうちに問題を解 決できるシステムができればと思う。
- ・不登校や教育相談体制、キャリア教育等いずれについても共通する課題は一つで、 コーディネーターの設置。責任のある人がその地位に就けるようして欲しい。ソー シャルワーカーのようにしっかり動ける人が校内にいると助かる。
- ・議論の方向として、不登校について言えば、学校と家庭がそれぞれ押し出す力と引っ張る力の合計4つの方向があると考えている。ニート問題も同じで、ニートや引きこもりの人たちが、社会に出たがらないという外向きの方向だけではなく、なぜ家庭に向かってしまうのかという内向きの理由についても考えてみたい。
- ・サポートステーションの役割として、当初「職業的自立に向けた支援」と「支援ネットワークの構築」を掲げたが、実際の運営において困難に直面している。
- ・サポートステーションの利用者が就労という出口になかなか結び付かない。・サポートステーションの利用者には、「職業的自立に向けた支援」の手前にいる人が相当数おり、この人たちに対して、小中学校の基礎的な教科の学び直しや、体力づくりなどをやっているが、これは果たしてサポートステーション本来の役割か疑問である。
- ・ネットワークの中心をいちNPOが担うのは無理で、コーディネーターは行政が担 うべき。横浜市はコーディネートに徹している。
- ・発達障害、精神疾患の方がサポートステーションに来ることが多いが、その対応に 苦慮している。専門的なケアが必要なので、サポートステーションの対応には限界 がある。
- ・年長のフリーター、無業者の問題が重要である。この人達が将来的に生活保護を受けるようになると、生活保護制度が持続していけるのかというような大きな問題になる。
- ・ニート、フリーターの予防対策としてのキャリア教育の全てを学校の先生に負わせるのは無理である。

- ・イギリスのコネクションズは、元々は若者の失業対策に特化していたが、複合的な問題に対処するために包括的なサービスが必要であるということで、この5~6年の間にその在り方も変わってきている。また、対処を始めるべき年齢も早期化してきており、13~19歳では遅いということで、0~4歳に重点を移している。他の先進国もほぼ同様であり、早期発見、早期介入、早期サポート、継続的支援を行っている。日本が今やるべきことはターゲットとする若者をどうするかということ。複合的なニーズ(=困難)を抱えており、そのままでは社会的排除を受けてしまう危険のある子どもたちにどう対処するかを考えていけば、問題が見えてくるのではないか。
- ・各年齢段階の子どもが抱えているニーズに応じて、サービスを組み立てていく必要があるだろう。
- ・低年齢を対象にしたほうが投資効果が高いのは確かだが、年長フリーターを放って おいていいわけではない。
- ・今日は関係省庁から鳥瞰図としてのお話を伺ったが、現場の人からも話を聞いてみ たい。
- ・キャリアスタートウィークについては全校でやっているところもあり、地域の商工 会議所などを巻き込んで取り組んでいる。そのようなベストプラクティスの情報を 共有していきたい。
- ・政府全体としての総合的な俯瞰図を整理する必要がある。
- ・次回は、今日出された意見をペーパーに整理し、それを元に議論したい。
- ○事務局より、次回日程については調整の上、連絡する旨発言があり、閉会となった。

## 子どもと若者総合支援勉強会(第2回)議事要旨

日 時:平成20年7月15日(火)13:00~14:30

場 所:内閣府3階特別会議室

出席者:田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子

委員

山谷内閣総理大臣補佐官、坂内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、

伊藤厚生労働省キャリア形成支援室長、その他関係官

### 〇 開会

〇 山谷内閣総理大臣補佐官から挨拶があった。

- ・子どもと若者の総合支援については、教育再生会議で議論したが、具体化に向けて 積み残しがあったので、この勉強会を進めていただいている。概算要求に向けて、 中間とりまとめ的なものをしていただき、反映できるものはしていきたいと考えて いる。
- ・今は複線型の社会になったとは言われるが、受け皿、社会のゆとりがなくなっており、子ども、若者、保護者も含めて生きづらい世の中になってきている。少しでも良い方向に変えていきたいのでよろしくお願いしたい。

### (1) 中間まとめ(案) について

・概算要求に向けて中間まとめをしてはどうかという意見が出たので、私と座長代理 とで、事務局とも相談しつつ、案を作成した。委員の皆様にも事前に送付させてい ただいている。事務局より案について説明し、その後、意見をいただく。

# ○事務局より、資料1について説明

- ・各省庁の実施している施策についての情報が、必ずしも地方公共団体にうまく届いていない。情報発信を各省庁別に行うだけではなく、ポータルサイトのようなものを作り、そこにアクセスすれば情報を一元的に得られるようにすると便利だと思う。
- ・案では地方公共団体における一元的な窓口の整備について触れているが、それを支援する各省庁の窓口の一元化も重要である。
- 困難な状況にある子どもが実際にどこにどれくらいいるかという統計データが不整

備である。それが分からないと、どこにどれくらいの予算をかければよいかがわからない。イギリスでは1990年代から研究者総動員で全国各地で調査が行われた。

- ○意見を踏まえた修正及び提言の公表の仕方について、座長に一任された。
  - (2) 地方公共団体からのヒアリング
- 〇京都市より、資料2に基づき説明
- ○高知県より、資料3に基づき説明
- ・小中学校段階からone to oneで対応していくためには市町村の取組が必要だが、市町村によって取組にバラつきがあると思うがどうか。
- ・放課後子どもプランについて、国における支援体制も一元的であるべきと思うがい かがか。
- ・高知県内ではこれまで若者支援に関する総合的な仕組がなかったので県主導で行っている。その次の段階として、各市町村で一元化して取り組める体制を作ることは、 これからの課題である。
- ・放課後子どもプランについては、現場レベルでは教育委員会と福祉部局が連携して 実施しているが、予算の手当ても含め文部科学省、厚生労働省で一元化されると地 方段階でもより効率的な対応ができると思う。若者支援についても是非国段階で一 元化をお願いしたい。
- ・京都市の説明では、コーディネーターの養成について、既存の関係者の力量アップ と新たな人材の開発について触れられていたが、具体的に教えていただきたい。
- ・高知県は、専門スキルを持つ訪問指導員の養成が課題であるとの説明であったが、 どのように対応しているのか。
- ・分野横断的に対応可能な相談員がいるのが理想形だが、教育相談だけでも何十という資格がある。資格や専門を一つにまとめていくという動きはないのか。
- ・一元化した窓口が機能を発揮するには、力量のあるコーディネーターが不可欠である。教育、福祉など既存の専門家をベースにして養成することも考えられるし、新たにコーディネーターの資格をつくってゼロから養成していくという方法も考えられる。現実的にはコストの問題もある。既存の民間団体・NPO等がマンパワーをどれだけ発揮できるかも大きい。

- ・福祉部門、労働部門も関わり、県庁全体で仕組を作っているので、情報提供や専門機関への繋ぎなど、行政側がかなり支援を行っている。
- ・分野横断的な資格に関しては、内閣府でユースアドバイザー(仮称)の養成の取組を始めたところ。養成プログラムを作成したが、まだ研修内容も確立できていないし、各地域でこのプログラムを全て実施できるものでもないと思う。一気に資格化までは難しいが、例えば研修の修了証明のようなものができないかと考えている。
- ・ユースアドバイザーの養成プログラムの検討には自分も関わった。地域の包括的な 支援態勢の要となる者として構想した。早く一元化した仕組みを作らないと、バラ バラと予算が使われて力にならない。
- ・京都市では、特に困難を抱えている子ども、若者に対する包括的な支援のためにどれくらいのマンパワーが必要かを検討するために、リスクのある子どもがどれくらいるかをつかんでいるか。
- ・京都市トータルとして、就学前や高校卒業後の状況は把握できていない。ただ、課題のある子どもの状況は各学校で把握しており、例えば学校問題解決支援チームでどれくらい対応が必要なのかということ等は把握している。教育委員会としては、教育を軸に福祉部局と連携して対応するが、それぞれの課題に応じた対象把握をしていくことが重要と認識している。
- ・県立高等学校の中途退学者の状況については、概ね把握できている。今後は18歳までの支援が必要な子どもたちについては全て把握していきたいが、中学校卒業後の進路未定者は、現実には、県では市町村ごとの数しか把握できていない。地域レベルでは要保護児童対策協議会で取り組んでおり、非常に進んでいるところもある。そうした取組をモデルとして、きめ細かい対応をしていくことが大切。
- ・イギリスでは各行政区の中で、各年齢段階ごとに、リスク要因をいくつ有する子どもが何人いるかを把握しようとしている。6歳の時点でいくつのリスク要因を有する子どもが30歳になったときにどういう状況になっているかを調査し、その社会的ダメージを計算している。このような調査をすることにより、早期にどのような対策をとるべきかについての判断材料としている。
- ・地域若者サポートステーションが十分機能し、「結果からの支援」ではなく、より 継続的な「予防からの支援」を行うことができるようにするためには、市町村単位 の取組にしていく必要がある。しかし今の状況では、地域若者サポートステーショ ンがどの範囲までをカバーできるのか、難しい。地域若者サポートステーションを 急速に増やす必要がある。高知県の若者サポートステーションの「サテライト」は、

具体的にどのような取組をしているのか。

- ・「サテライト」は利用者の身近な場所で支援を行うために設置している。誘導や把握を行う段階では市町村レベルでの対応が必要だが、就労・就職という出口の段階ではより広い視野に立った支援が必要である。地域若者サポートステーションには、市町村レベルの視野とより広いレベルの視野の両方の機能が必要ではないかと感じている。
- ・中間まとめでも、市町村レベルでの一元的な窓口の設置が必要という内容になっている。
- ・その窓口を中心として、うまく関係機関間の連携を図っていくことが大切である。
- 〇座長より、次回日程については調整の上、連絡する旨発言があり、閉会となった。

## 子どもと若者総合支援勉強会(第3回)議事要旨

日 時:平成20年9月18日(木)10:00~12:10

場 所:内閣府本府3階特別会議室

出席者:田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子

委員

坂内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山

根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、その他関係官

### 〇開会

○冒頭、坂内閣官房副長官補より挨拶があった。

- 〇浅田内閣参事官より、出席者の紹介、渡海総理大臣補佐官のメッセージ代読、配付 資料の説明があった。
- 〇大塚内閣府参事官より、参考資料2、3について説明があった。
- 〇議事(1)「地方公共団体からのヒアリング」として、①宮本正彦委員より資料1 に基づき、②東京都より資料2に基づき、それぞれ説明がなされた。
- 〇議事(2)「主要論点についての議論」に関し、浅田参事官より資料5に基づき、 また、土居座長代理より資料6に基づき、それぞれ説明の後、以下の通り意見交換 が行われた。
- ・地方自治体に窓口を置くことには賛成。その場合、窓口の性格をどうするかが重要。
- ・地域若者サポートステーションや若者自立塾などでは、最も困難な状況の若者を把握する手立てを持っていないことが大きな問題。経済的な困難を抱えている若者に対する給付制度がないため、窓口に出て来ない。
- ・先日視察したオーストラリアでは、各自治体に数か所、失業保険や年金なども含め、 住民に対するあらゆる給付の一元的窓口である「センターリンク」(国の機関で、 1997年に制度創設)があり、住民へのサービスの状況を把握している。例えば 学校を中退して仕事に就けない若者は、とりあえずセンターリンクに行けば、家庭 の所得等の条件に応じた給付制度やプログラムを紹介してもらえる。
- ・地方自治体に窓口を設けるとすれば、センターリンクのような権限を持たせるべき。
- 「不登校」などの問題についても、いろいろなところがバラバラに情報を持ってい

るために早期の解決に結びつかない場合が多い。

- ・「一元化」と「早期」が重要なキーワード。
- ・オーストラリアの例では、義務教育とそれ以降のつなぎのところに支援の焦点が当てられており、15、6歳を対象とする多様なプログラムが多数用意されている。 NPOなどのプロバイダーが様々なプログラムを作っており、センターリンクがそれらを把握して紹介する。
- ・プロバイダーとなるNPOの人材を育てていくことも、施策の核に置く必要がある。 NPOを維持していくための支援も重要。オーストラリアやヨーロッパなどでは支援のための予算規模が大きい。
- ・仮に横浜市でセンターリンク的なものをつくるとすれば、行政区(18区)単位であればある程度可能かもしれない。失業保険以外のほとんどの手続は、戸籍、結婚、出産、母子保健などの届出も含め、区役所が窓口となっている。但し、現状では、それらに該当しない若者は来ない。若者に対する給付があることが望ましい。
- ・一方で、仮に窓口を設けたとして、どれくらい利用者があるか、現場で対応し切れるかが懸念される。国のものも含め、様々な制度、サービス提供の在り方が複雑な上に、毎年のように変更されるため、対応が大変。
- ・センターリンクは、縦割り行政の各分野の専門家が皆そのネットワークに入っているようなもの。関係機関とのネットワークを持っており、センターリンクが窓口的な部分を担い、個別の事項はその専門家に繋ぐという体制をとっているようだ。
- ・資料6は、国の機関やNPO、商工会議所等も含め、社会全体で協力して対応する というもの。
- ・山本大臣の「地域における若者支援5原則」(平成19年)にもある「アウトリーチ」 など、社会の力を糾合して対応していこうという意思決定が先決。
- 現場の視点からは、課題のある子どもの実態を如何にして把握するかが一番重要。
  各学校が「不登校」や問題行動などを切り口に入る場合が多いが、限界がある。
  課題のある子どもについての情報が入る仕組をつくり、一元的に把握し対応していけるようにすることが必要。
- 窓口は重要だが、「待ち」の姿勢だけでは若者は来ない。
- ・教育現場が状況を把握しやすいのではないか。但し、家庭と学校との関係がうまくいっていない場合など、必要な個人情報が関係者間で共有できない。例えば一定のリスク要因がある生徒については、学校から「一元的な窓口」への情報提供義務などがあれば、情報を集約させやすいのではないか。

- 学校を出た後のフォローが重要。地域の力が弱いところでは家庭が孤立しがち。
- ・発達障害等の若者の就労先を確保するためには、雇用する企業への公的な支援も必要ではないか。
- ・個人情報の取扱いが重要。「個人情報の保護」がやらない口実になっている例もある。例えば困難を抱える子ども、若者支援のために行う場合は緩やかにするなどの 基準が示されると対応しやすい。
- ・現場では「個人情報の保護」がネックになっている場合がある。窓口だけでなく、 民間機関も含め、全てのネットワーク内で必要な情報が共有できることが望まし い。個人情報は本人が各機関に持って行けばよいという意見もあるが、制度的に整 備されるとよりやりやすい。
- 関係機関に通報義務的なものを課すことも考えられるのではないか。
- ・地方公共団体に義務付けを行うことは、地方分権の時代にあって難しいのではない か。
- ・地方分権の考え方は、国の関与、指示等をできるだけ減らし、どのようなサービス を住民に提供するかは地方自治体が主体的に決めるべきということ。「窓口を設置 しなければならない」と国が義務付けるのが良いかは疑問。
- ・子ども、若者支援関係のプログラムの多くは国の事業であるため、地方はその条件 等に縛られ、自由にできない。地方自治体の自由な取組を支援するような包括的な 支援方策が実現できるなら、それが望ましい。
- ・様々な地域を回って関係者から話を聞いたが、ここで議論している内容に反対する 声はないと思う。
- ・国の事業、体制の在り方も考える必要がある。その事業を活用しようとする地方自 治体等にとって使い勝手のよいものにすべき。また国の担当窓口も、そこに聞けば 各省庁の関係施策が分かるというものが望ましい。
- ・住民への給付を全て一つの役所にまとめるのは、非常に大きな役所を作ることになり余り合理的でない。対象者別に考えるのが現実的ではないか。
- ・刑務所に何度も入る人たちの中には、知的障害等のハンディキャップを抱える人もいる。日本は、そういう人たちの居場所がない社会になってしまっているのではないか。社会の在り方が間違っているのではないか。

- ・中学校段階で問題行動を繰り返す子どもや、「出席停止」措置を受けた子どもの学 び直しの場がないことが大きな課題。仕組として作らないと対応できない。
- ・国の段階で大きな方向付けを行い、具体的にどういう窓口を作るか等は地方に任せ るべき。
- ・地方で相談窓口を一元化する場合には、関係機関の利用実態からみても、困難を抱えた若者は最寄りの相談窓口には行きづらく、むしろ少し離れたところに行くことが多いという点に配慮する必要がある。隣の行政区の窓口に行った場合に「うちの住民ではないから」と拒絶されては、行き場がなくなってしまう。そこは柔軟に対応すべきだし、窓口は市町村単位よりも広域で考える方がよいのではないか。
- ・居場所づくりという観点からは、シェルターというより、ベースキャンプ的な居場 所の再構築が必要。
- ・様々な職業訓練制度と学校教育の互換性を高めるべき。今の学校教育制度は、一度 降りると戻るのが難し過ぎる。
- 〇座長、事務局より、次回日程については調整の上連絡する旨発言があり、閉会となった。

## 子どもと若者総合支援勉強会(第4回)議事要旨

日 時:平成20年10月7日(火)15:00~16:30

場 所:内閣府本府地下1階講堂

出席者:田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本みち子委員

福田内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、 山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、伊藤厚生労働省キャリ

ア形成支援室長、その他関係官

### 〇開会

○冒頭、福田内閣官房副長官補から挨拶があった。

- ○浅田内閣参事官より、出席者の紹介と配布資料の説明があった。
- 〇議事「「最終まとめ」に向けての議論」に関し、浅田参事官より資料に基づき説明 の後、以下の通り意見交換が行われた。
- ・配付資料「「最終まとめ」に向けての論点整理(案)」は、様々な意見を全て取り 入れようとしたため、少し分量が多く冗長な感じがする。何のために何をやる必要 があるのかを簡潔にまとめ、付随する論点は別記にするなど整理してはどうか。
- ・民間のメンバーによる勉強会の提言であり、ドラスティックな提言としてよいのではないか。例えば法案名も仮称で入れるとか、地方の「総合的な窓口」についても 具体的なイメージを入れるなど、インパクトのある提言にすべき。
- ・「窓口の一元化」、「実効性のあるネットワーク」、「早期の対応と継続的な支援」 というキーワードをもう少し掘り下げたい。
- ・支援を必要としている子ども、若者のとらえ方について、社会的な問題だけではなく、発達障害など心理的な部分にも触れるべき。
- 子育ての段階が非常に重要であることをもう少し強調すべき。
- ・資料には日頃気に懸かっていることが反映されていると思う。ただ、実現性を考えると、もう少し焦点化すべきではないか。
- この問題は社会保障制度や雇用問題など様々な面に関わるが、本勉強会としては、 他で余り取り上げられていない学校教育との連続性の問題についても提言すべき。
- ・学校と社会との接続の観点からも、子どもたちが社会に出た後で困った時に相談で きる窓口について、学校でしっかり教えておくべき。

- ・学校の閉鎖性を突破するためにも、地方の「総合的な窓口」が、縦割りの弊害を超 えて関係者の力を結集できるようにすべき。この「総合的な窓口」にどこまでの力 を持たせるかについては、法令上、十分な検討が必要だろうが。
- 幼児期、学校教育の早期の段階から支援に取り組む必要がある。
- ・地方公共団体によっては学校、教育委員会が積極的に取り組んでいる例もある。
- ・「地域若者サポートステーション」等の取組が進み、各地域で子ども、若者への支援に関わる関係者は増えてきているが、問題は、それぞれの地域でターゲットになる子どもや若者が何人いるかという全体像を誰も把握していないこと。例えば「不登校」問題への対応に当たる人は、「不登校」のことしか知らないのが現状。これでは達成すべき目標が明確にならない。
- ・リスクを有する子ども、若者を支援のネットワークに組み入れるため、関係機関に、 ターゲットとなる子どもや若者の把握、関係機関への情報提供等を義務付けるべき ではないか。
- ・ターゲットとなる子ども、若者の全体像を把握しないまま、相談に来た人だけに個別に対応するという現状は問題だが、基本的には、支援の対象となる子ども、若者についての具体的な基準などは、国が一律に決めるのではなく、各地方公共団体の判断に委ねるべき。
- ・個人情報に関し、児童虐待への対応などでは、個人ファイルが有効に活用されている。 自治会など公的機関以外の方からは一筆いただくなどしている。
- ・個人情報については、個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護条例が適用 される。本人の同意があれば第三者に提供できるし、本人の同意がなくても一定条 件の下で共有ができるが、その条件は個々のケースや地域によって異なる。支障が あるとすれば、それは法律上の問題なのか、運用上手間がかかるという問題なのか。
- ・現状では一件ごとに保護者の同意を得る必要がある。現場としては、一定の要件に 該当するような場合には、個別に同意を得なくとも包括的に個人情報を共有できる よう法的措置を講じていただければありがたい。
- ・個人情報の取扱いについては、結局は社会的な認識の問題。現状では未だ、個人情報の共有についての認識が進んでいないため、現場は過度に臆病になっている。
- ・現行法上も一定の手続を経れば対応可能だが、過度に神経質になっているという面 もあるかもしれない。問題の所在を詰めた上で考える必要がある。

- ・個人情報保護条例との関係等も含め、実態について十分検討した上で、必要という ことになれば何らかの法令上の対応についても検討すべき。
- ・各地域の「総合的な窓口」の性格が今一つはっきりしない。単なる相談・支援の窓口や情報交換の場ではなく、支援の対象となる人たちの調査や、支援方針や予算の配分の決定等の権限も有するものとすべき。
- ・そのような権限は、各地方公共団体に置かれる「若者に対する支援を包括的に担当する責任者」(資料p. 11)が有することになる。
- 〇座長、事務局より、次回は10月23日に開催し最終とりまとめを行いたい旨の発言があり、了承され、閉会となった。